
第 1 章 計画の概要

1 計画の背景と目的

近年、我が国の人口構造の高齢化は急速に進み、総務省の人口推計による令和4年10月1日現在の65歳以上人口は3,623万6千人で、総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%となり過去最高となっています。本市においても、令和4年度末の総人口10万6,740人のうち、65歳以上の高齢者人口は3万2,294人を占め、その割合は30.3%です。

「団塊の世代（昭和22年～24年に生まれた人）」すべてが75歳以上になる令和7年（2025年）を今期計画期間に迎え、さらにその先を展望すると、「団塊のジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）には、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口の増加が見込まれます。

また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、在宅医療利用者や認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定され、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要になるとともに、ヤングケアラーなどの介護者に対する支援や、介護環境の把握など、他分野との連携による体制づくりも求められています。

こうした中、地域に生きる一人一人が尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指すことを目的として、令和2年6月に、社会福祉法、介護保険法、老人福祉法などの改正を含む「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行することとされました。

また、令和5年6月には、認知症の人が尊厳を持って社会の一員として自分らしく生きるための支援や、認知症予防のための施策を定めるための、「認知症基本法」が成立しました。

このような社会保障制度の見直しを受け、本市では、前期計画の取組の実績や課題を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）を計画期間とする「第10次三島市高齢者保健福祉計画・第9期三島市介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の基本理念及び基本的視点

(1) 基本理念

第10次三島市高齢者保健福祉計画・第9期三島市介護保険事業計画は、上位計画である第5次三島市総合計画の理念に沿って策定をしており、総合計画の基本理念である「つながりを力に変える」に基づき、高齢者福祉の施策を行う観点から「健やかに生き ともに支え合い 幸せを育む 地域共生社会の実現」を基本理念とします。

この基本理念のもと、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと自立した生活を送ることができる社会の実現を目的として、以下の6項目を施策の方針とします。

基本理念「**健やかに生き ともに支え合い 幸せを育む 地域共生社会の実現**」

基本方針 ①高齢者の生きがいがづくりの推進 ②健康づくりと介護予防の充実
③地域生活を支える体制の整備 ④多分野連携による包括的支援体制の強化
⑤認知症施策の総合的な推進 ⑥暮らしを支える介護サービスの充実

(2) 基本的視点

① 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

国は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、今まで構築を進めてきた「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備、医療・介護の連携強化や情報基盤の一体的な整備の促進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化などに努めていくこととしています。

② 健康と地域づくりで育む幸せ実感都市

本市では、「スマートウェルネスみしま」として、あらゆる分野に健康の視点を取り入れ、「健幸」都市づくりを進めており、健康で充実した毎日を少しでも長く過ごせるよう考えています。

また、生きがいがづくりや就労など、人と人が地域でつながり、地域で暮らす人たちが互いに支え合いながら、生き生きと過ごせるよう努めることで、高齢者が健康で、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、きずなづくりを進めています。

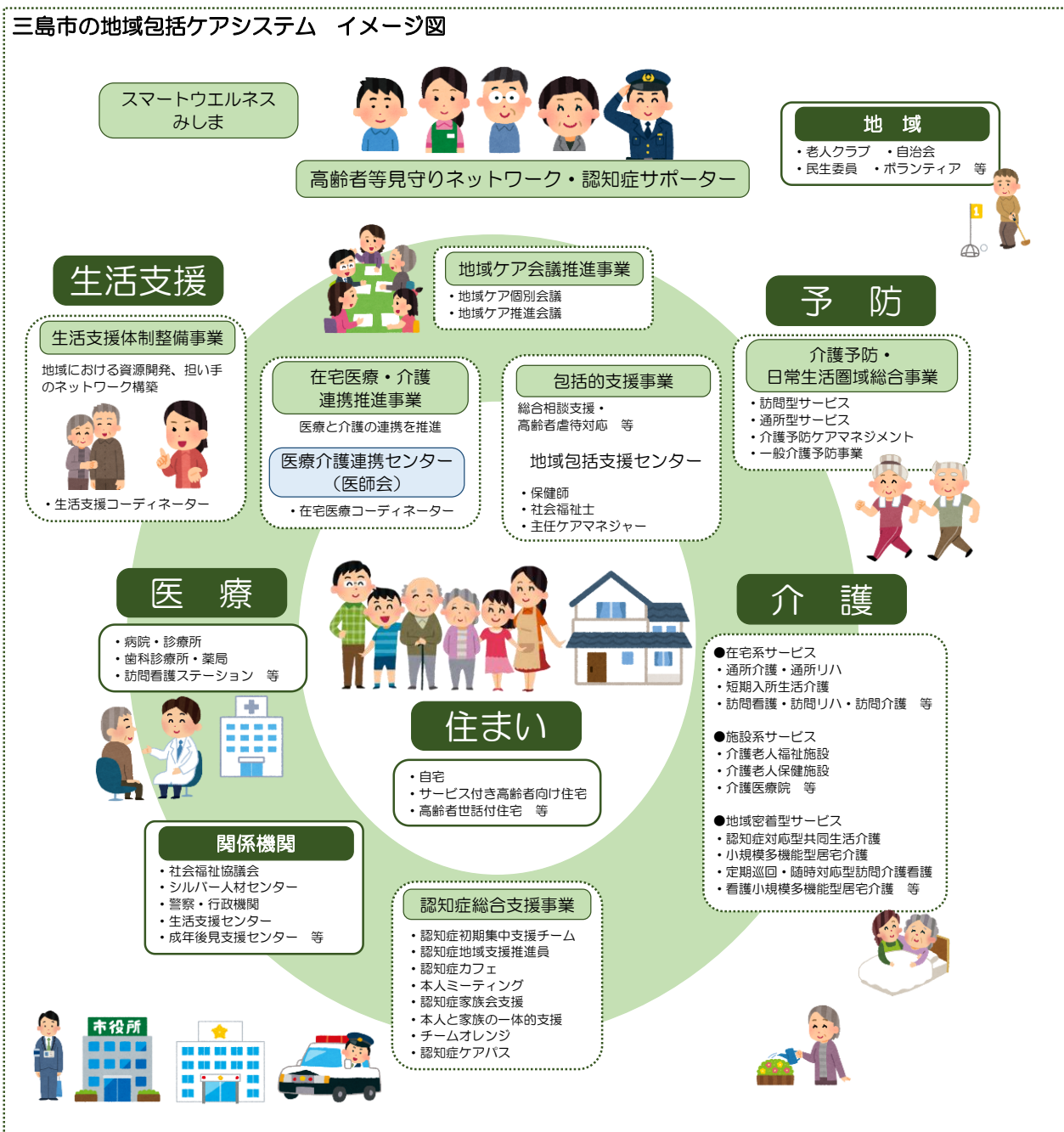
本市の取組を推進することで、健やかに生き、ともに支え合いながら、幸せを実感できる社会を目指します。

③ 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護が必要な状態になっても、できる限り在宅生活が継続できるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方を踏まえ、高齢者が在宅で安心して生活できる支援体制の深化、推進に取り組んでいます。

さらに、地域のさまざまなネットワークによる相談支援をはじめ、近隣同士の共助による見守り、インフォーマルな支援も含めた包括的な地域ケア体制を整備する必要があります。

三島市の地域包括ケアシステム イメージ図



④ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsは気候変動や差別などの世界的な課題に対して、持続可能な世界を実現するために、経済、社会、環境の三側面から総合的に取り組むべき、国際社会全体の普遍的な目標です。

本市では第5次三島市総合計画において各施策にSDGsを位置付け、積極的に推進することとしたため、本計画においても、今後の人口減少、超高齢化社会の進行などの課題の解消に向けて、SDGsの達成に向けた取組を進めていきます。

持続可能な世界を実現するための17の目標のうち、高齢者の保健福祉に係る目標は主に次の3つになります。



■すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



■住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



■パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

〈参考〉持続可能な世界を実現するための17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項の「市町村老人福祉計画」に相当し、当該市町村で確保すべき老人福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項を定めることとされています。

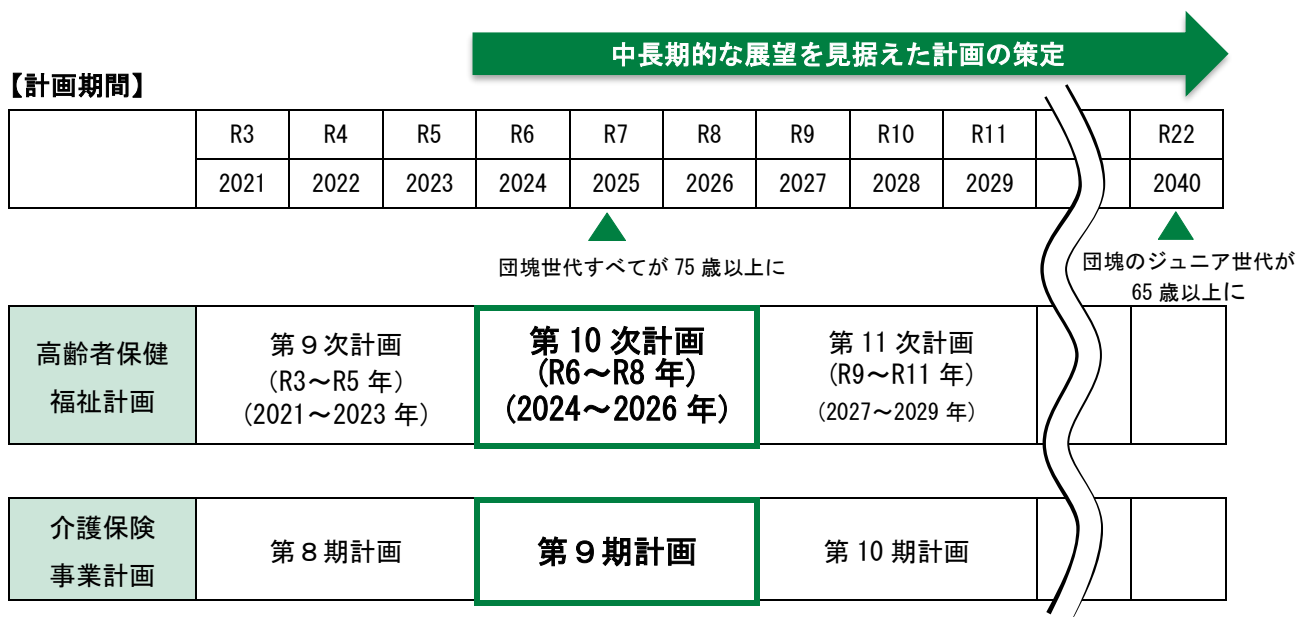
また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の「市町村介護保険事業計画」に相当し、介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えることなどを定めるものです。

4 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間の取組を示したものです。

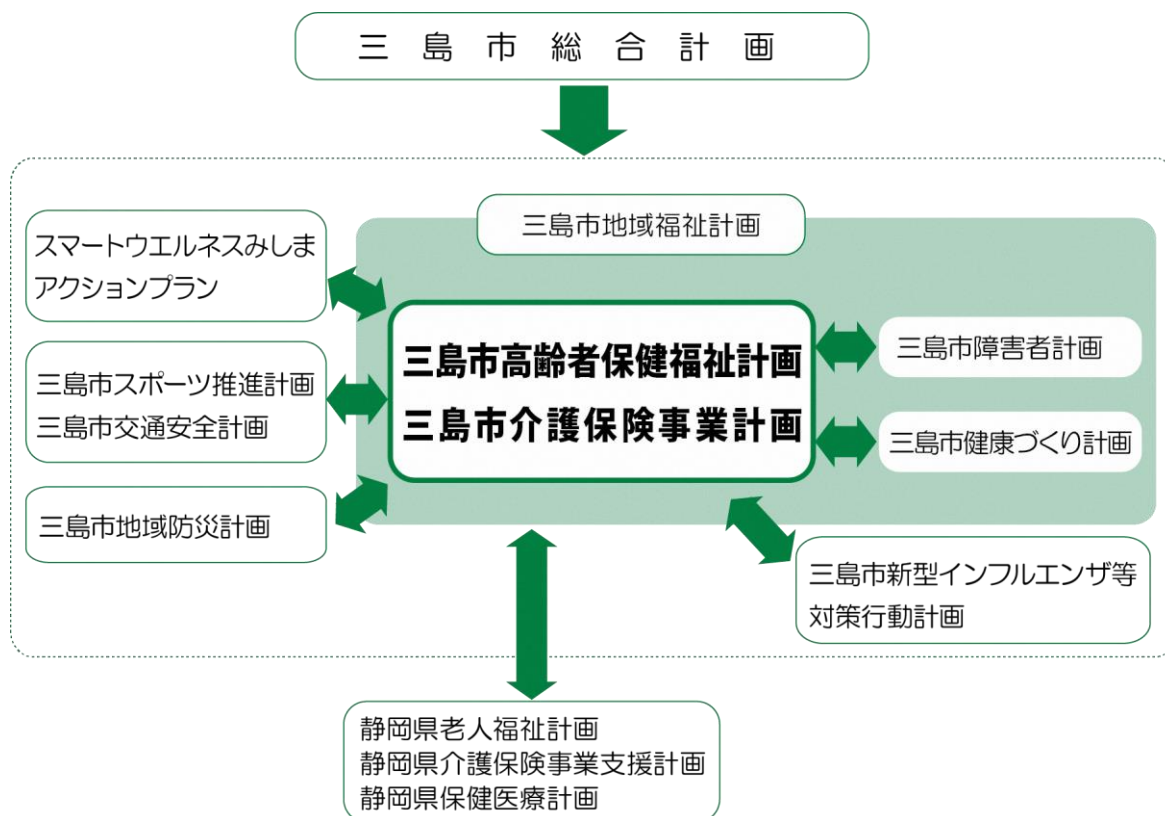
本計画策定においては、計画期間中に迎える「団塊の世代」すべてが75歳以上となる令和7年（2025年）および「団塊のジュニア世代」が65歳以上になり、さらに現役世代が急減する令和22年（2040年）などを見据え、必要な支援を地域の中で包括的に提供する「地域包括ケアシステム」を効果的に機能させる必要があります。

これらを踏まえ、中長期的視野に立って、段階的な充実の方針と本計画の位置づけを明らかにし、本計画の目標と具体的な施策を計画に表します。



5 他計画との関係

この計画は、静岡県老人福祉計画、介護保険事業支援計画及び静岡県保健医療計画と整合を図り、第5次三島市総合計画の実現に向け取り組む施策を、三島市地域福祉計画などを勘案し、一体的に策定するものです。



6 計画の策定体制

第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するため、市関係部課長による「三島市高齢者保健福祉計画等策定検討委員会」で素案を協議、検討し、「三島市高齢者保健福祉及び介護保険運営懇話会」の中で、市民代表及び有識者に幅広く意見を伺いました。

なお、計画の推進体制については「第7章 計画の推進に向けて」にて詳記しています。(P.126 参照)

